

毎週月・水・金曜日発行（緊急事項は随時発行）
（休日の場合は繰下り）

（定額送料共一ヶ月）
金・七・十五（円）

茨城県水戸市北三ノ丸一・九番地
發行人 茨 城 縣
發行所

茨城県水戸市南三ノ丸一〇七ノ二
印刷所 茨 城 縣 印 刷 局

茨城県報

第三千三百三十九号

規 則

茨城県規則第二十四号

茨城県獎勵農機具審査規則を次のように定める。

昭和二十六年五月三十日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県獎勵農機具審査規則

（目的）

第一条 この規則は、優良農機具の普及を図り、農業の合理的経営に資することを目的とする。

（審査農機具の種類）

第二条 この規則によつて審査を行う農機具の種類は、左に掲げるものとする

- 一 すき
- 二 碎土機
- 三 水田中耕除草機
- 四 畑中耕除草機
- 五 上入機
- 六 農業用噴霧機
- 七 農業用さん粉機
- 八 播種機
- 九 脱こく機
- 一〇 とうみ
- 一一 万石
- 一二 米選機
- 一三 もみすり機

茨城県報

第三三三九號

昭和二十六年五月三十日

水曜日

（明治三十五年三月十七日）
（第三種郵便物認可）

職員及び学識経験者の中から、知事がこれを命じ、又は委嘱する。

（審査）

第六条 農機具の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第一号による申請書に、その農機具の図面及び仕様書（正副二通）並びに条例で定める検定手数料を添えて知事に提出しなければならない。

第七条 農機具の審査は、性能検定（以下「検定」という。）を経たものについて行う。但し、左の各号の一に該当するものについては、前段の性能検定に代えることができる。

一 農林省農機具審議会で認定表示を受けたもの。
二 農林省並びに通商産業省で行う比較又は、委託試験で優良と認められたもの。

（検定）

第八条 この規則による検定は、茨城県農業試験場長（以下「試験場長」という。）が行う。

第九条 検定は、審査会の意見を聴いて定めた基準要目についてこれを行う。

第十条 申請者は、試験場長の指示によつて、検定を受けようとする農機具を搬入し及び搬出ししなければならない。

様式第一号

収入証紙貼付欄
（消印しないこと）

農機具審査申請書

第十一条 試験場長は、検定を行う農機具の破損その他の損害に対し賠償の責を負わない。

第十二条 試験場長は、検定が修了したときは、その成績を知事に報告しなければならない。

（指定、公表、通知、表示）

第十三条 審査の結果優良と認めた農機具は、知事が獎勵農機具として指定する。

第十四条 前項の規定により指定した農機具はこれを公表すると共に申請者に通知する。

第十五条 指定に關しては何人も異議の申立をすることができない。

第十六条 第十三条の指定農機具には、様式第二号による指定の表示をすることができ。

（指定の取消）

第十七条 知事は、指定農機具が獎勵農機具としての資格を失うに至つたときは、その指定を取消することができる。

（補則）

第十八条 この規則に定めるものの外必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

- 一 農機具の種類
 - 二 農機具の銘柄、型式、大きさ
 - 三 製造所の所在地及び名称
 - 四 製造又は入手年月日
 - 五 年間の製造又は販売数量
 - 六 現在までの普及状況及びその地方名
 - 七 特殊実用新案の個所及び番号
 - 八 最終販売価格
 - 九 県内代理店又は特約店
 - 十 その他の参考事項
- 右の農機具を茨城県奨励農機具として指定されたいので茨城県奨励農機具審査規則第六条の規定により関係書類（図面、仕様書各二通）に手数料を添えて申請します

昭和 年 月 日

住 所 氏

名 印

茨城県知事 殿

備考

農林省農機具審議会で認定表示を受けたもの又は農林省並びに通商産業省で行う比較又は委託試験で優良と認められたものは、それを証明する成績書を添付すること

様式第二号



- (一) 短軸 センチメートル 三
- (二) 長軸 センチメートル 六
- (三) 材料 精製鋼又は紙製
- (四) 色 文字及び模様は黒色

茨城県規則第二十五号

茨城県災害救助法施行細則（昭和二十三年茨城県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年五月三十日

茨城県知事 友 末 洋 治

第二条第十一号を次のように改める。

十一 生業に必要な資金等の給貸与は次の方法による。

- 1 罹災者に対する生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与（以下「生業資金等の給貸与」という。）は、その必要の生じた都度厚生大臣に協議し、その承認を経てこれを実施するものとする。
- 2 生業資金等の給貸与のため支出する費用は一世帯につき五、〇〇〇円以内とする。
- 3 生業資金等の給貸与は非常災害に因る罹災の区域が極めて広範であり且つ程度が激甚である場合において住家の焼失又は洪水による倒壊流失等の被害によつて生業を根底から覆えられた罹災者のうち、次の各号に該当するものに対し被害の実情に応じて行うものとする。

- (イ) 小資本により生業を営んでいるもの。
- (ロ) 畜積資本を有しないもの。
- (ハ) 主として家族労働力によつて辛うじて生業を維持している程

度の者。

(ニ) 成業の見込確実な具体的事業計画を有し、自立更生の見込みのあるもの。

4 生業資金等の給貸与をなし得る期間は災害発生の日から一ヶ月以内とする。但し己むを得ない特別の事情によりこの期間内に給貸与することができない場合には、事情を具して厚生大臣の承認を受け必要な期間延長をするものとする

5 生業資金の貸与は左の条件により行うものとする。

- (イ) 貸与期間 一年以内
- (ロ) 利率 無利子
- (ハ) 保証人 一人以上

この規則は公布の日から施行し昭和二十六年四月一日から適用する。

茨城県規則第二十六号

空気銃生産許可並びに獵銃等販売許可手数料徴収規則を次のように定める。

昭和二十六年五月三十日

茨城県知事 友 末 洋 治

空気銃生産許可並びに獵銃等販売許可手数料徴収規則

第一条 兵器航空機等の生産制限に関する件（昭和二十年商工、文部、農林、運輸省令第一号）第四条の二第一項及び第三項の規定により許可を受けようとする者は、この規則の定めるところ

により手数料を納付しなければならぬ。

2 前項の手数料は一件につきそれぞれ左に掲げるとおりとする。

一 空気銃生産許可手数料 四千元

二 兵器、航空機等の生産制限に関する件第四条の二第三項に規定する像銃等販売許可手数料 二千元

第二条 前条の規定による手数料は、茨城県収入証紙によつて納付しなければならぬ。

第三条 既に納付した手数料はどのような事由があつても還付しない。

第四条 詐偽その他不正の行為に因り手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

茨城県訓令甲第十一号

庁中一般

各 解

職員忌服及父母祭日休務規程(昭和五年茨城県訓令甲第二十七号)は、廢止する

昭和二十六年五月三十日

茨城県知事 友末 洋治

告示

茨城県告示第二百九十一号

筑波郡眞瀬村普通水利組合から申請の

あつた組合会議員の任期延長にかゝる組合規約変更を五月三十日許可した。

昭和二十六年五月三十日

茨城県知事 友末 洋治

茨城県告示第二百九十二号

茨城県農業改良相談所設置規程第二条

別表中所在地の一部を次のように改める

昭和二十六年五月三十日

茨城県知事 友末 洋治

相談所名

所在地

中妻地区農業改良相談所 東茨城郡上中妻村大字大

岩瀬地区同 西茨城郡岩瀬町大字岩瀬

太田地区同 久慈郡太田町看町二、一

世矢地区同 久慈郡世矢村小目川中子

鎌田地区同 鹿島郡鎌田町新町

潮来地区同 行方郡潮来町二丁目

下妻地区同 眞壁郡大宝村大字大宝五

結城地区同 結城郡結城町字新福寺

幸島地区同 猿島郡幸島村大字仁連上

出島地区同 新治郡美並村深谷美並村

吉沼地区同 筑波郡吉沼村吉沼村農業

水戸東部地区同 協同組合内

東茨城郡稻荷村大字大串

各種委員会告示

茨城県教育委員会告示第二十五号

昭和二十六年五月三十日

茨城県教育委員会の臨時会を次のとおり招集する。

昭和二十六年五月三十日

委員長 塚本 仁

一、招集日時 昭和二十六年六月五日午前十時

二、招集場所 教育委員会事務局

三、議案 平衡交付金の増額運動について

雑報

行旅死亡人周知方

左記各県から行旅死亡人周知方依頼があつたので心当りの向はそれぞれ当該取扱市町村長あて直接照会されたい。

昭和二十五年五月三十日

茨城県民生部長

和歌山県西牟婁郡白浜町長取扱

一、氏名、住所、職業

二、性別

三、年齢

四、風采、相貌、特徴

五、親族

六、出発前の状況及び旅行の経歴

七、着衣

紺色ツビービス、柿色肌着、白色チャック付シャツ、白ズボロス、紺靴下(ソックス) チョコレート流行靴、蒲鉾形薄赤色石入指輪

八、所持品

着衣以外現金その他なし

九、取扱状況

田辺市上屋敷町一九三井沼文右衛門は昭和二十六年四月二十日午前十一時白浜町内を通行中発見、白浜町警察署長に届出たもので同日白浜町警察署長より身許その他不詳につき引受け町営墓地に假埋葬に附す

十、その他

変死の原因は庄世自殺と認め死後三週間位経過している。

立会医師白浜町八九〇番地 渡辺鉦三

宮城県松島町長取扱

一、本籍地、住所、氏名

二、人相、身長

四尺八寸位、やせ型、頭部顔面等腐らんし何人なるか判明出来ず、推定二十才位の女

三、着衣

紺色のハーフコート、白の首巻、紫の毛糸のセーター、白のメリヤスシャツ

白のシュミーズ、白ズボロス、前が鼠色後が黒ボケツットの飾付上衣、赤に緑の格子縞のスカート、生ゴム紺色の靴

裏、靴の表は白と茶の二色になつていて靴、セイコー丸腕時計

四、発見場所

昭和二十六年三月十三日松島湾内丸の島附近の海上に溺死体として発見す。

五、処置

三月十三日松島警察署長より屍体の引渡しを受け身元不明のため松島町磯崎宝船寺に假埋葬す。

水曜日

(明治三十五年三月十七日 第三種郵便物認可)